

地域の農業を元気にする活動を応援します 農業の応援団 募集開始

JAめぐみのは、管内の農業発展と食農教育の活性化を目的とした助成制度「農業の応援団」を実施します。令和8年度の活動計画をもつ5名以上の団体を対象に、新技術の導入や農地再生、食農教育などの活動を金銭面で支援します。

支援対象

産地づくり



食農教育

地域の住民や子供向けの食農教育全般など



スマート農業・

新技術

スマート農業機械、新たな栽培方法の導入



農地再生
(除草等)

耕作放棄地対策、農地除草作業など

5つの
支援対象
活動区分



その他
農業振興に
関する活動

応募資格



5名以上の管内
活動団体が対象

JAめぐみの管内に拠点をおき、行政等の補助金を受けていない団体が対象です。

受付開始

令和8年5月1日

より受付開始

最寄りの支店及び営農
経済センターへ

令和8年度の 活動が対象

令和8年度に実施予定の具体的な事業活動に対して助成が行われます。

申請の流れと注意点



指定の申請書と必要書類

申請書と必要書類を提出してください。



飲食費や人件費は原則対象外

助成金は事業活動に直接必要な経費に使用し、人件費等には充てられません。



広報への協力が必須条件

JA役職員による取材協力、広報誌・HPへの活動掲載への同意が必要です。



お申込みお問い合わせは最寄りの支店及び営農経済センターへ

※詳細は裏面へ



よくあるご質問（Q&A）

Q1 支援金は何にでも使えますか？

人件費や飲食費は原則対象外となります。生産資材や機械装置等の導入や活動のための資材費等として活用できます。

Q2 他の補助金をもらっていても大丈夫？

原則として、行政（国・県・市町村）の補助金と重複する内容の支出には利用できません。この支援は、新たな取組等に対する「JA独自の支援」を主眼としています。

Q3 応募するにはどうすればいいですか？

申請は、JAの理事、支店長の推薦が必要となります。まずは最寄り支店又は営農経済センターへご相談ください。

Q4 活動終了後は何か必要ですか？

活動終了後、「活動実施報告書」の提出をお願いしています。その際に、「領収書・請求書等の支払い経費等がわかるもの」の添付が必要です。

Q5 機械を導入した場合、何か制約はありますか？

導入機械の耐用年数(減価償却期間中)においては、他人への譲渡、売却または除却することなく、適切な管理と保全が必要です。

Q6 支援金はいくらもらえますか？

1団体につき、1事業年度あたり100万円を上限として支援金を支払います。数万円単位の申請も可能です。

※より詳しいQ & Aや、取り組み例を用意しています。
ご不明な点はお気軽にご相談ください。

応募から採択までの流れ

①相談

最寄りの支店へ。まずは「やりたい事」を支店長へ！

②申請

計画書を提出。複雑な書類ではありません。

③推薦

JA理事、支店長の推薦を受けて下さい。

④決定

理事会での承認審査を経て採択。活動スタートです。

受付開始

令和8年5月1日より

助成金額

1団体につき上限100万円
(総額2,000万に達し次第締切)